

自動けいぞく（累積）投資約款

第 1 条（約款の趣旨）

1. この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と株式会社四国銀行（以下「当行」といいます。）のあいだの、△△△△株式会社の発行する追加型証券投資信託（つみたて NISA 専用）○○○○○○受益権（以下「本ファンド」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。

当行はこの約款にしたがって、累積投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

2. 本ファンドは、お客さまが、当行の「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款（以下「NISAに関する約款」といいます）に基づいて、非課税口座に設けられた累積投資勘定で行う取引（以下「つみたてNISA」といいます）で買付をすることができる投資信託の銘柄として当行が選定したファンドです。

お客さまは本ファンドについては、つみたてNISA以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることができません。

3. お客さまは本ファンドを取得し、あるいは保有する場合には本約款のほか、当行の積立投信取扱規定およびNISAに関する約款の内容に従うものとし、かつ本約款の内容がこれらの約款の内容と抵触する場合には、これらの約款の規定が優先するものとしします。

第 2 条（申込方法）

1. 申込者は所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当行に提出することによって契約を申込みものとし、当行が承諾した場合に限り取引を開始するものとしします。ただし、すでにほかの累積投資において契約が締結されているときは、第 1 回目の払込金の払込みをもって契約の申込が行われたものとしします。

2. 契約が締結されたとき、当行はただちに本ファンドの自動けいぞく投資口座を設定いたします。

3. 上記 1. ただし書きにもとづき、口座を設定した場合には、自動けいぞく投資口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付いたします。

第 3 条（金銭の払込み）

申込者は本ファンドの買付けにあてるため、初回申込の場合 5 千円以上 1 千円単位、2 回目以降の場合 5 千円以上 1 千円単位の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、第 1 回目の払込金は、これを契約の申込時に払込むものとし、第 2 回目以降は随時払込むものとしします。

第 4 条（買付時期・価格）

1. 当行は申込者から買付けの申込があったとき、遅滞なく本ファンドの買付を行います。つみたてNISAによる本ファンドのお取引については、販売および解約に関する手数料ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただいております。

2. 前項の買付価格は買付約定日の価額といたします。

3. 買付けられた本ファンドの所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものとしします。

第 5 条（保管）

1. この契約により買付けられた本ファンドは、法令および株式会社証券保管振替機構が定めるところにより、振替口座簿に記載または記録いたします。

2. 当行は、当該保管にかかる本ファンドにつき、管理料を申し受けることがあります。

第 6 条（果実の再投資）

1. 前条の保管にかかる本ファンドの果実は、申込者に代わって当行が受領のうえ、当該申込者の口座に繰入れ、その全額をもって決算日の価額により買付けます。なお、この場合、買付けの手数料は無料とします。
2. 少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合、その年の累積投資勘定枠がなくなるまで自動的に NISA 預りで再投資されます。また、翌年以降も累積投資勘定枠があれば、自動的に NISA 預りで再投資されます。

第 7 条（返還）

1. 当行は、この契約にもとづく本ファンドについて、申込者からその返還を請求されたときに換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、返還請求日の翌営業日の価額に基づくものといたします。
2. 前項の請求は、当行所定の手続きによってこれを行うものとします。

第 8 条（解約）

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
 - (1) 申込者から解約の申し出があったとき
 - (2) 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - (3) この契約にかかる本ファンドが償還されたとき
 - (4) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
2. この契約が解約されたとき、当行は遅滞なく管理中の本ファンドを第 7 条に準じて当行において、申込者に返還いたします。

第 9 条（申込事項等の変更）

1. 改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は所定の手続きにより、遅滞なく当行に届出ていただきます。
2. 前項のお届出があったとき、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第 10 条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、変更するものとします。

2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で公表することにより、周知します。
3. 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

第 11 条（その他）

1. 当行はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - (1) 届出印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この契約に基づく本ファンド返還代金の金銭を返還した場合。
 - (2) 印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく本ファンド返還代金の金銭を返還しなかった場合。
 - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく本ファンドの買付けもしくは本ファンド返還代金の金銭の返還が遅延した場合。